

## 第 94 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 4 年 6 月 14 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

#### 【委員 11 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒（リモート）

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子

大 嶋 江利子（リモート）

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司（リモート）

平 井 勇 介（リモート）

由 井 正 敏

#### 【専門調査員 2 名 敬称略・五十音順】

大河原 正文（リモート）

前 田 琢

#### 【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

#### 【事業者】

インベナジー・ウインド合同会社

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 5 名・リモート 6 名の計 11 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

#### (1) (仮称)西久慈風力発電事業 計画段階環境配慮書について

（初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得ました。）

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)西久慈風力発電事業 計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(インベナジー・ウインド合同会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者に説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加された委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。大丈夫そうですね。それでは、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思いますので、その際に御発言をお願いいたします。それでは番号順に確認させていただきます。

最初に事前質問の回答に対してですが、本日、平井委員は途中で退席されるということですので、先に平井委員からの事前質問に対する回答について、追加の御質問があればお願いします。質問【16】と【17】になるかと思いますが、平井委員いかがでしょうか。

[平井委員]

追加の質問は特にありません。他の方の質問に対する回答について、追加質問はあるのですが、よろしいでしょうか。質問【3】のところですが。

[伊藤会長]

順番に伺いますので、退席されそうなときは教えていただければと思います。

それでは、質問【16】と【17】のところはないということで、今こちらにいらっしゃる先生方、それからリモートで参加されている方も、平井委員からの質問について追加の御意見はございませんでしょうか。リモートで参加されている方で追加質問がありましたら、挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい。特にないようですので、最初の1番目のところに戻りまして、追加の質問等受けたいと思いますが、質問【1】から【5】までは私からの事前質問になります。質問【1】のところは水源に関してですが、やはり事業実施想定区域内に2つ水源があるということですので、これについては十分に配慮して、計画を立てていただきたいと思います。一通り、質問【5】までいきます。

質問【2】につきましては、沈砂池等の御対応をされるということで、特に私からの追加はございません。それから、質問【3】については平井委員からおそらく質問があるかと思しますので、ここは飛ばします。質問【4】は特にございません。質問【5】に関しては、後ほど保安林に関するところが出てきておりますので、そちらでまた追加の質問をしたいと思っております。

ということで、質問【1】から【5】のところ、追加の御質問がございましたらお願いします。まずは、こちらの対面で参加されている委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、リモートで参加されている委員の方からはいかがでしょうか。はい、平井委員お願いいたします。

[平井委員]

質問【3】に関わる場所ですが、土地の所有の状況というのは、もう確認をされているのでしょうか。風車を建てる場所はまだはっきり決まっていけないわけですが、土地の所有者への交渉というのは結構早い時期に始めなければいけないと想像しますが、その辺りのスケジュール感がどのようになっているのかお聞きしたいです。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。事業者さんの方から回答をお願いいたします。

[事業者]

はい、御質問ありがとうございます。土地の所有の調査につきましては、風車の設置、それは旋回範囲の下も含めてなんですけれども、設置を考えている土地の所有者につきましては、すべて調査済みです。自治体の共有財産ですとか、あとは個人の方々の土地、部分的に国有林にかかるところもございしますが、それぞれ交渉を開始しておりまして、土地の取得、具体的には賃貸借ですが、その取得に向けた活動を今まさに進めている最中でございます。

[伊藤会長]

はい、平井委員よろしいでしょうか。

[平井委員]

事業実施想定区域の面積はかなり膨大ですが、すべてに対して交渉を始めているということでしょうか。

[事業者]

はい、御理解のとおりです。

[平井委員]

ちなみに、個人の所有者の数はどのくらいになりますか。

[事業者]

はい、結構な数になりまして、今後変わる可能性もありますが、50 から 70 程度になります。

[平井委員]

わかりました。それでは、その個人の所有者の方には、住民説明会とは別に交渉を始めているということですね。

[事業者]

はい、御理解のとおりで、所有者の方に訪問しまして、相談という形から、足を運んで御説明を差し上げております。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特になければ、質問【6】に移りたいと思います。伊藤絹子委員からの御質問ですが、追加の御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

質問【6】のところですが、御回答は、住民の方とも協議しながらということと、自然と共存する事業を計画していますということなのですが、やはり今回の規模は日本で初めてくらいのごい規模の計画だと思われまして、面積も広大なので、やはり私としては、その区域の住民の方々、それから、自然改変の規模もこれまでにないくらい大きくならざるを得ないと心配しております。そういったときに、再生可能エネルギーというものが、大元の目的と反するようなことになってしまわないかを一番心配しておりますので、その辺りを十分検討、考慮していただきたいということを申し上げたいと思います。

あと、質問【7】ですが、データを表示していただいてありがとうございます。これを見ますと、やはり 600 メートルとか 800 メートルでも苦情が出ているということが分かりますので、500 メートルで切るのではなく、データはもっとあると思うので、情報を整理していただいて、このくらいの距離を保てばというところを検討していただきたいと考えております。

また、質問【8】と【9】についてですが、現地にははまだ 1 度も行ってないのでしょうか。それともこの川だけ、この辺りだけ確認されていないということでしょうか。

[事業者]

事業者は行っております。

[伊藤絹子委員]

そういう情報も非常に重要だと思います。ぜひ、調べていただきたいと思いますので、よろしく願います。今後わかりましたら教えていただきたいと思います。

[事業者]

方法書の段階でもそうですし、もちろんこの配慮書で了解が得られましたならば、詳細な調

査に入り、一部先行して調査を行っていきますので、実際に見て、それを踏まえてリアリティーのあるものに仕上げていきたいと思っております。

[伊藤絹子委員]

ありがとうございます。他の地域でも実績がおありのようなので、ぜひその辺お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。リモートで大西委員から手が挙がっておりますので、大西委員よろしければお願いいたします。

[大西委員]

質問【7】のところで図を提示していただいて、その引用も出していただいております。リモートなので出典の資料の方を見ていたのですが、確かに400メートル未満のところが一番苦情を出している施設数は多いですが、そもそも400メートル未満の施設の数というのが54あるので、14.8%が苦情を出しています。

一方、800メートル未満のところは、4つの施設が苦情なしと出していますが、トータルの施設は19あるので、21%が苦情を出しているということで、この説明は少し恣意的で、むしろ800メートル未満の方が、苦情を出している率、割合は高いというのが資料から分かります。

さらに、同じ資料の数ページあとを見てみると、苦情の発生割合というものがありまして、出力ワット数に応じて分けているのですが、平成23年なのでまだ小型だったと思いますが、単機の場合は2500kW以上というのがマックスで、2500kW以上の場合は900メートルまで100%苦情が出ております。総出力も30MWの場合、1200メートルまでのところで、65%苦情が発生しています。少し資料の当たり方が恣意的だったのかなと思います。

[伊藤会長]

それでは、もし事業者さんの方からコメントありましたらお願いいたします。

[事業者]

先ほど伊藤絹子委員からも説明がございましたが、この資料だけではやはり不足だというふうに感じておりまして、言い訳になりますけれども、回答の作成期間が少し短かったので、もう少し様々な角度から推考させていただきたいと考えております。今の御指摘も踏まえ、距離と出力との兼ね合いも踏まえて、再度検証させていただきたいと思います。

[伊藤会長]

大西委員よろしいでしょうか。

[大西委員]

はい、よろしくお願いします。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。永幡委員からお願いいたします。

[永幡委員]

今のところですけれども、苦情だけだったらもちろんこの資料もありますが、さらに健康影響だと、例えば風車から2キロ離れたところを基準に取った場合に、1キロ離れたところだと睡眠影響が、例えばオッズ比で有意な結果が出て、確かそれだと1500メートル以内でも、その有意な結果が出るというような疫学調査も日本でも出されています。ですので、この苦情だけを見るのではなくて、やはりもう少し健康影響が出ている資料を読み込んだ上で、予防原則に従ってちゃんと物を考えていただきたいなと思います。意見です。

[伊藤会長]

はいありがとうございます。事業者さんいかがでしょうか。

[事業者]

はい。苦情のみならず、疫学的に健康という視点も入れて、距離を設定していただきたいという御意見を承りましたので、そちらを参照した上で設定させていただきたいと思います。そこに関しましては、有識者の方の知見も入れないとなかなか決めきれないという面もございますので、また、助言をいただく可能性もございますが、その際はよろしくお願いいたします。

[伊藤会長]

はい、永幡委員よろしいでしょうか。

[永幡委員]

はい、結構です。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。それではその他にいかがでしょうか。

私の方からも、質問【6】に関して、風車の規模感ですけれども、今回高さが最大で200メートルぐらいということで、今県内にある風車の大体2倍弱ぐらいになるかと思うのですが、今までの感覚と大分違う風車が立つということで、高さもそうなのですが、それを支える基礎ですよね。基礎の部分を掘削して、基礎を打ち込むわけですけれども、その大きさはどのぐらいの面積になるのでしょうか。何メートル四方になるのかといったことで、いろいろ地質の状況とかにもよると思いますし、維持管理のための敷地も必要になるかと思いますが、大体どのぐらいになるのか、教えていただければと思います。

[事業者]

はい。6100kW出力の風車の基礎についてですが、風車メーカーに基礎の図面等をお願いしているのですが、まだ開発中ということで、外部に出せる資料がないということですので、今

後風車メーカーと共同して、基礎に関する資料を入手した上で、どのくらいの面積が必要か精査していきたいと考えております。

[伊藤会長]

そうですね。それが分からないと、おそらく森林の伐採面積なども分かってこないのではないかと思います。分からない状態では、その部分に影響がないのかどうかという判断が難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

はい、6100 kWは先ほどお答えした通りです。それで、現在私たちが建設している 4200 kW があるのですが、それにつきましては、基礎の面積が大体 18 メートル×18 メートルくらいなので、6100 kWにつきましても、極端に大きくなるわけではございませんので、だいたい最大で 20 メートル×20 メートルの範囲に収まると思っております。もちろん地盤ボーリング調査を風車ごとにやりますので、地盤を見て杭が必要なところは杭を打つというようなこととなります。

[伊藤会長]

はい。大体の規模感はそのぐらいだということで、理解しました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、質問【10】は大西委員からの御質問ですが、追加でありましたらお願いいたします。

[大西委員]

特にありません。

[伊藤会長]

はい、分かりました。他の委員の皆様はいかがでしょう。はい、由井委員お願いします。

[由井委員]

ここでは主にバードストライク、バットストライクを扱っていますが、最近の文献でも、例えばノスリという猛禽類について、風車が建つと最大 500 メートルそこを避けるとしています。日本鳥学会誌の英文誌の今年 1 月号では、クマタカが風車を 500 メートル避けるというのはもう論文で出ています。これまでも、国内外で小鳥や猛禽類が、100 から 500 メートルぐらい風車を避けるというのが出ています。例えば 500 メートルですと、風車 1 台で 78 ヘクタールを猛禽類が使わなくなるということなので、バードストライク、バットストライクのみならず、風車が建つことで回避や渡りのルートへの影響は出ますので、その環境も評価しなければいけない。衝突することだけにとらわれていると本筋を見誤ると思いますが、いかがでしょう。

[事業者]

由井委員の御指摘のとおり、利用しなくなる、利用を回避するという面積も出てくるかと思

いますので、そういった点にも十分留意しながら、方法書以降の調査でデータを取っていきたいと思います。そのデータを基に、いろいろ解析等かけまして、また専門家の御助言等をいただきながら、影響を低減できるように今後検討していきたいと思います。以上です。

[由井委員]

もうひとつ。質問【10】の後段にバットストライクのことも書いてありますが、今回の風車は高さが205メートルですよ。方法書段階の問題でもあります。今のうちに考えておかななくてはいけないのは、通常コウモリのいるいないをアナバットという感知器で調査する場合、気象観測塔の10メートルとか50メートルのところに感知器を取り付けて調べることになる。ただ、205メートルの風車ですと、50メートルのところにつけてせいぜい3、40メートルの半径の調査になるので、風車が回っている空間のごく底の方の一部、かすめるようなところしか調べていない。実際によく当たるコウモリというのは、より高いところを高速で飛ぶ3種類ぐらいの特定のコウモリになるので、気象ポールでは全く調査できない。もしここで205メートルの風車を建てるということであれば、あらかじめそれに匹敵するワイヤーなしの立派な鉄塔を建てて、その上に感知器を置いて調べないと正解が得られないので、それは大前提にしたいと思っています。

[事業者]

まず、そういった高い鉄塔が設置できるか、そういった部材が調達できるかなど、そういった面も検討してから実現可能かどうか検討させていただければと思います。はっきりした答えが今できないのですが、今後検討させていただきたいと思っています。

[由井委員]

陸上ではこういった高い風車は初めてだということで、初めてだらけなので、そこをクリアしない限りは正解が分からないので、我々も評価ができない。そこは必ずお願いします。

[伊藤会長]

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。リモートの委員もよろしいでしょうか。それでは続きまして、質問【11】齊藤委員からの御質問ですが、追加でありましたらお願いします。

[齊藤委員]

はい。単機出力が6000kW級の風車はこれまでにないということで、「現在開発中のため、国内での稼働実績データはございません」ということでしたが、先ほど伊藤会長の方からも追加質問がありましたが、メーカーの方でも実績データであるとか、作っている段階で、何も書面というものが出ていないのか、そこをもう一度確認させてください。国内でないのは分かりましたが、メーカーの方でもそういったデータを持っていないのか、あるいは国外にそういうデータはないのか、そこを確認させてください。

[事業者]

メーカーの方では持っていると思いますが、公表していないということです。今テストプラントをヨーロッパの方に建設して、様々なデータの最終確認を行っているということで、日本市場ではまだ正式な販売というのはしておりません。メーカーは、来年には日本で必要な型式証明を取っていきとっておりますので、その型式証明を取る段階になれば、データを開示していただけたらと思っております。

[齊藤委員]

はい、ありがとうございます。単機出力がこれだけのものが、しかも70何機建つということになると、やはり環境影響評価の観点からすれば予測評価を行っていかねばいけないと思いますが、何のデータを使って予測評価をするのかということになると思います。今回騒音に関係しているところでは、2000から4000kW級では、あまりパワーレベルに変化がない、増大がないということは言われているようですが、6000kWでないかと言われても、その確認は取れていないわけですね。安全を考えて予測評価をしていかねばいけないと思いますので、まずデータが分かった時点で予測評価をしていただくのは大前提としまして、もしそのデータが出てくる前に、方法書なり準備書なりの時にやらなければいけないとなった場合は、4000kW級だとこれくらいだから6000kW級だとこれくらいと想定するなど、こういった数値を使うのかを示して頂いて、安全側になるべく立った形での予測評価をぜひしていただきたいと思っております。

[事業者]

分かりました。実際メーカーから出てきたデータに基づいて、これから予測等行っていきます。

[伊藤会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、永幡委員お願いします。

[永幡委員]

累積影響のところで、「他業者との情報交換に努め、情報を入手できましたら、適切に予測いたします」とされていますが、とにかく情報を入手してください。これは岩手県の事務局の方をお願いなのですが、累積影響の調査ができるように、他業者にも必要なデータを出すように指導していただければと思います。よろしくお願いします。

[伊藤会長]

はい、事業者さんの方はいかがでしょうか。

[事業者]

データをいただくと非常に助かります。それに基づきまして評価をさせていただきたいと考えております。

[伊藤会長]

データが入手できないときはどうされるのでしょうか。

[事業者]

類似の施設を想定して実施する形になるかと思います。

[伊藤会長]

できるだけ実際に調査されて、やっていたらベストかと思います。

[事業者]

はい。

[伊藤会長]

永幡委員よろしいでしょうか。

[永幡委員]

はい。できれば、岩手県の事務局さんにも応援しますという一言をもらっておきたいと思います。

[伊藤会長]

はい、わかりました。それは次の議題にありますので、そちらで確認させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。なければ、質問【12】鈴木委員からの御意見ですが、追加の御意見ありましたらお願いします。

[鈴木委員]

質問【12】の内容について、許認可を担当される自然保護課さんに教えていただきたいのですが、この案件で、自然公園の特別地域、第二種、第三種の開発の許可申請が出た場合の、許可権限はどの部署にあるのでしょうか。お分かりでしたらお教えください。

[県自然保護課]

今の許可権限の関係につきましては、複数の市町村を含む場合、自然保護課で許可ということになります。

[鈴木委員]

この件については、市町村には権限移譲されていないということですね。

[県自然保護課]

この地区に関しては、しておりません。

[鈴木委員]

わかりました、ありがとうございます。意見というか追加情報になりますが、配慮書の259ページで、事業実施想定区域の南の端の方に青い網掛けがされているところがあります。これは特定植物群落で、シラカバ林として保護されているところであり、大半を外しておられますが、実はこの北側の明神岳に向かって伸びる尾根沿いもシラカバ林が相当あります。久慈市さんの観光資源の調査で、このエリアのシラカバ林の密度などを詳しく調べておられて、報告書もあるのですが、それを見ますと、北に伸びる尾根、赤い斜線がかかっているところも、むしろ、特定植物群落よりもシラカバ密度が高い林であることが分かっております。環境省の現存植生図は、ミズナラ林とシラカバ林の色がそっくりで区別ができないのですが、実はシラカバ林がかなりあるということを確認していただきたいです。シラカバ林が重要な観光資源であると久慈市さんも言うておりますので、特にここは第二種特別地域の中でも、伐採すべきでないエリアとして指摘しておきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。質問【12】で、他に御質問等はございませんでしょうか。私の方からも、自然保護課さんの方にお伺いしたいのですが、現状の規模で、自然公園の中にこういった風車を建設するということが可能なかどうか。今すぐ決めることではないかと思いますが、そういう可能性があるかどうかをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

[県自然保護課]

当課の関係で言いますと、配慮書の20ページになるかと思いますが、こちらの中に県立公園の区域が表示されておりまして、第二種特別区域と第三種特別区域が色分けされているのも御確認いただけるかと思います。一般的な許認可の部分という話からいきますと、大規模な工作物の設置というのはできれば回避した方がよいというのが基本スタンスになります。ただ、条例で定める手続もございますので、この中に合致しているような構造物があれば、許可・設置を妨げるものではないというのが一般論になるかと思います。

なお、こちらの20ページを御覧いただければ分かるかと思いますが、今回の自然公園区域の中でよりその保護を要する第二種特別区域が、今回の計画地と半分くらい重なっている状態がございます。そういったことを考えて、今回質問【27】で自然保護課からも意見を出させていただいているところでございます。この部分に関しましても、できれば回避した方がいいのではないかとの意見を差上げたところですが、事業者さんの回答については「自然保護課に相談します」という内容で答えになっておりませんので、回避できないのかということに対する回答をしっかり述べていただければと考えます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。また後ほど確認したいと思います。他に御意見、御質問はございませんでしょうか。なければ質問【13】について、追加でありましたらお願いします。

[鈴木委員]

こちらの御回答で、「公的情報において眺望に関する情報が得られなかった」とお書きですが、

公的情報というのはどういう範囲のものを指しているのか教えていただけますか。

[伊藤会長]

事業者さん、お願いいたします。

[事業者]

景観に関しましては、272 ページの方に調査の結果を記載しておりますが、用いている資料としましては、自治体様が出されているホームページや、観光パンフレット等に記載している情報から選定させていただいております。

[鈴木委員]

分かりました。すみません、この御回答を読んでから、本当かなと思ってグーグルで検索をしました。そうしましたら、岩手県と久慈市と葛巻町が合同で出している「平庭・遠別登山道ガイド」というガイドマップがすぐに見つかりまして、こちらの登山道ガイドには、ビューポイントというのが3ヶ所、分かりやすく双眼鏡の絵で示してあります。富士見平も当然載っています。ですので、平庭岳と富士見平については、ビューポイントであることが公式のガイドマップにも載っているということが簡単に分かります。それから、平庭高原についても検索してみました。検索結果の1 ページ目、トップに久慈市の観光情報が出てくるのですが、そこに平庭高原スキー場について、このように書いてあります。「東に太平洋、西に岩手山を望める雄大な展望に恵まれたスキー場」と書いています。久慈市の公式サイトですね。平庭高原スキー場の運営会社さんが作っているホームページでもそのように書いてありますので、平庭岳及び平庭高原が重要な観光資源であって眺望点であることは、公的情報においても明らかであると思います。ですので、こちらは調査不足なのか、あるいは見ないふりをされているのか分かりませんが、大きな見落としではないかと。配慮書については見落としだと指摘させていただきたいと思います。

それでもう一つですね、質問【15】で騒音に関する御指摘が出てきますが、これに関しても、久慈市さんの観光情報で平庭高原キャンプ場についての紹介文でこのように書いてあります。

「夜空に広がる満点の星はプラネタリウムの中にいるようです。周辺には施設などがないため、静かな夜を楽しむことができます。」静けさを売りのひとつ、大きな売りにしていらっしゃるんですね。このように、公的情報はたくさん公開されておりますので、これを見落とししているというのは、配慮書としては不十分な評価なのではないかと私は考えております。

付け加えるとすれば、質問【13】の要望としましては、平庭岳の眺望点だけではなくて、雄大な展望を誇っておられる平庭高原スキー場も眺望点に含めて、ぜひ適切な評価をしていただきたいと思います。以上です。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございました。今のコメントに対していかがでしょうか。

[事業者]

御意見いただきましてありがとうございます。御指摘の内容を踏まえ、方法書以降に関しま

しては眺望点として追加させていただければと思います。また、人と自然との触れ合いの活動の場において平庭岳を選定しており、主な活動として自然鑑賞、散策と記載させていただきましたが、平庭岳を対象として今後調査を実施させていただきますので、キャンプ場等に関しましても、調査を行う予定としてございます。以上になります。

[伊藤会長]

鈴木委員、よろしいでしょうか。

[鈴木委員]

はい。質問【14】も内容が重なっていますので、省略します。

[伊藤会長]

分かりました。三宅委員の方からも眺望点のところ指摘を受けておりますので、やはり重要なところを調べて盛り込んでいただきたいと思います。岩手のことを知らずに事業を進めていくようにも取られかねないということもありますので、下調べをしっかりといただきたいと思います。それでは続きまして、質問【15】永幡委員からの事前質問ですが、追加の御意見ありましたらお願いいたします。

[永幡委員]

はい。こちら回答が極めてまずいなと思うのですが、重大な影響である「人と自然との触れ合いの活動の場の消滅」について確認しております、と書いてあります。静穏性ということ考えた場合には、音が聞こえてしまったら、もうその時点で消滅したことになる。少なくともそのための目的には使えなくなります。もちろん、人と自然との触れ合いの場の中には、音が出ていてもそんなに関係ない地域もありますが、先ほど鈴木委員が良い情報をくださいましたけれども、少なくとも、ここは静けさというものが極めて大事な場所です。そのような場所が消滅してしまう可能性があるということが認識されていないのは、その事業者が、自分たちが何をやっているのか、何をやろうとしているのか分かっていないではないかと評価せざるを得ないです。ですので、まずこの文言は撤回していただいた上で、今後適切に評価をしていただきたいと思います。以上です。

[伊藤会長]

はい。事業者さんの方からコメントありましたらお願いいたします。この消滅というのは私も意味がよくわからなかったのですが、御回答いただけますでしょうか。

[事業者]

今回、「人と自然との触れ合い活動の場の消滅」としましては、改変による消滅を考えて記載させていただいてございます。御指摘のとおり静穏性も重要だと認識しておりますので、今後の手続におきまして、しっかりと現地調査を実施させていただいて、現況の把握をして参りたいと考えてございます。

[伊藤会長]

すいません、この活動の消滅というのはどういう意味でしょうか。

[事業者]

消滅に関しましては、直接的に改変をすることにより消滅することを考えてございます。

[伊藤会長]

これは直接的に改変して消滅させるという意味ですか。消滅させたいということでしょうか。言葉の表現なのかなと思うのですが。

[事業者]

施設と人と自然との触れ合いの活動の場というのが重なってしまって、そこが施設として機能しなくなるようなインパクトをここでは消滅という表現にしておりまして、人と自然との触れ合いの活動の場を改変によってなくしてしまうようなことは、積極的に考えているわけではございません。

[伊藤会長]

そういう意味ですね、はい。それがこの文章から受け取れなかったものですから。もう少しわかりやすく記述していただければと思います。

[事業者]

失礼しました。

[伊藤会長]

他にいかがでしょうか。追加で御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問【16】、【17】に関しては先ほど確認しましたので、次の質問【18】のところ。本日三宅委員は欠席ですが、追加で御質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にないようですので、続きまして、質問【19】由井委員からですが、追加で御質問ありましたらお願いいたします。

[由井委員]

ここはないです。

[伊藤会長]

はい。他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問【20】いかがでしょうか。はい、由井委員お願いいたします。

[由井委員]

希少種ですから特定の場所は申し上げますが、イヌワシがこの付近を利用するというのもうすでに分かっているわけです。過去、この付近で別の事業者が風車を建てようと調査が1回行われて、確か繁殖期に毎月3日やって、それ以外の月もやりますが、繁殖期は、2、3、

4、5、6の5か月としまして、15日やって1回の観察なのですが、5ヶ月ということは150日ですから、その10倍で、実際に確率からいけば見えていない餌運びが、その10倍はあり得るということです。1回だけ実際ひと月30日のうち3日しか観察していないので、実際その10倍は餌運びをしている可能性がある。最近繁殖成績が悪くてイヌワシも苦勞しているのですが、今後の調査で同じように月3日程度の調査では、めったにその餌運びというのは引っかからないので、すでに過去にある、今申し上げたような記録を参考に、あらかじめ飛ぶコースは避けて風車を建てるというようにしていただきたいと思います。

[伊藤会長]

いかがでしょうか。

[事業者]

はい。過去のデータも踏まえて、建てる場所などを検討することになると思っております。

[伊藤会長]

はい、よろしいでしょうか。他に追加の御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして質問【21】大河原専門調査員から追加の御質問はございますか。

[大河原専門調査員]

確認ですが、重要な地形の特性について、御回答では土地の姿、形としているだけなので、特段特性にこだわっているわけではないということでもよろしいでしょうか。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

[事業者]

はい、特にこだわっているということではございません。重要な地形を抽出して、そちらと敷地の関係を明示したというものです。

[大河原専門調査員]

重要な地形ということで、岩手県でも数か所しかなくて、特に東北は少ないのですが、非常に重要な地形だと思いますので、平庭岳とか平庭高原については十分配慮をお願いしたいと思います。また、「事業実施に当たっては大規模な改変を避け」ということですが、そうすると小規模な改変は十分あり得ることになると思いますが、この辺の大規模とかそうでないところというのは、どの辺に基準といいますか、境界といいますか、その辺を考えているのかお伺いしたいのですが。分かればよろしく申し上げます。

[事業者]

なかなか、大規模と小規模というところで明確な基準というのはないのかなと思っております。やはり事業計画を作った段階で、地元住民等のお話の中である程度出てくるものかなと

考えております。

[大河原専門調査員]

慣れ親しんだ地形の形態がかなり変わっていくと、心情的にも影響がありますし、やはり重要地形の場所でもありますので、その辺は十分配慮していただければと思います。

[事業者]

はい。そこは十分に配慮して、計画を進めていきたいと考えております。

[大河原専門調査員]

はい、私からは以上です。

[伊藤会長]

はい。大河原専門調査員からの最後の部分、実際に計画を変更することがあるのか伺いたいという質問に対して回答がないように思うのですが、こちらについてはいかがでしょうか。

[事業者]

はい。風車の位置につきましては、仮でその配置を決めておまして、今後、風況ですとか調査をして決めてまいりますので、変更する可能性としてはございます。

[伊藤会長]

はい、わかりました。大河原専門調査員よろしいでしょうか。

[大河原専門調査員]

はい。先ほどの会長からの基礎の御質問のところでも、杭を打たなければならないだろうと私は見ているのですが、その辺も含めて、とにかく地形改変にあまりつながらないように配慮していただければと思います。私からは以上です。

[事業者]

はい、承知しました。配慮して進めてまいります。

[伊藤会長]

はい、ありがとうございました。他にございますか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、質問【22】前田専門調査員からの御質問ですが、いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

はい、質問【22】では複数案の設定について質問しましたが、特にイヌワシのような生き物の保全では、まずどこの場所に建てるかという立地の選定が非常に重要になります。ですので、この複数案の設定というのが非常に大事だと思っていたのですが、回答を見ますと、もうすでに絞り込みをして、その結果、この事業実施想定区域が決まっているのだというような話でし

た。この絞り込み、複数案から絞っていくプロセスが、そもそも環境影響評価の配慮書の段階で求められていることではないかと思うのですが、それを全く書かずに、もうすでに終わっているのだというふうに済ませていることに非常に驚いたところです。そういうことをされたのであれば、配慮書に、候補地はいくつあって、その中からこういうデータに基づいて、ここに設定するのがいいのではないかということを一明らかにして、この審査会に持ってくると。それがないと、闇の中で勝手に決めたというふうになってしまいますので、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

[伊藤会長]

はい、いかがでしょうか。

[事業者]

今回の配慮書には盛り込むことができませんでしたが、後先になります、方法書の段階でそのプロセスも提示させていただきたいと考えております。

[前田専門調査員]

方法書でそれをやると、この場所が不適切な場合全く違う場所になり、全部手戻りになりますが、それでよろしいですか。それでよろしいのであれば、そういう手続でやっていただきたいと思います。もう一回配慮書を出すような形になるかもしれませんが、それでいいということであれば、こちらはそれでも構いません。まずそのプロセスはやっていただきたいと思います。

[事業者]

すみません、先ほどの回答の中で、方法書の複数案の検討というものを今後方法書に含めていくという話でしたが、まずいただいた御指摘の中で、広めに設定した事業実施想定区域の中から事業地を絞り込んでいく方法で複数案設定に相当した検討を進めようとしている、イヌワシのような行動圏の広い生物について考慮するにはもっと広い範囲を想定区域として考える必要がある、という御指摘に対する回答につきましては、イヌワシの行動圏というのは数十キロに及ぶということは認識しております、当初、この配慮書を検討する前の段階において、さらに広いエリアの事業実施想定区域として想定しておりましたが、イヌワシへの配慮という観点から、一度事業実施想定区域からそのようなエリアをまず除外したという、事業計画地の絞り込みを一段階実施しております。しかしながら、現在の事業実施想定区域、また発電機の設置予定範囲というのは、まだ十分絞り込めていない状況にあって、今後この中の全域で発電機を配置するということではなくて、絞れるレベルでの余力を残した範囲設定になっているということで、回答としましては、複数案の検討が可能となるよう、現時点での最大の範囲を選定しているというのが実態でございます。

[前田専門調査員]

それだと話が戻ってしまいますが、その範囲が狭過ぎて意味をなさないという指摘ですので、イヌワシのことを考えるならば、もっと広い範囲を示して、そこから絞り込むという過程をし

っかりやっていただきたいと思います。

[伊藤会長]

すいません、この後別の審議が控えておりまして、4時半までにここを退室しなければいけないという事情もございます。これまで御検討されてきたことを、この回答に少し詳しく提示していただければよかったのかなという気はしております、順番が逆になってしまいますが、追加で検討内容というのをもしお出しただけなのであれば、後ほどいただき、委員に確認していただくということではいかがでしょうか。もしくは何か事業者さんの方で、よりよいお考えがあれば、それでも結構なのですが。

[事業者]

今言っていたとおり、追加資料の方を準備させていただきたいと思います。

[伊藤会長]

はい、わかりました。前田専門調査員よろしいでしょうか。

[前田専門調査員]

検討いただきたいと思います。

[伊藤会長]

はい。それではこの場では、そのようにさせていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして質問【23】について、追加でございましたらお願いします。

[前田専門調査員]

はい。質問【23】ですが、重要な種というのが載っていて、それをどのようにピックアップしたのかよく分からなかったということでお聞きしましたが、回答を聞いてもまだ分からないのですが。事業想定区域に生息が確認されているものをピックアップしたのか、確認はされていないけれども、生息していそうだと推定も含めているのか、その辺り、どちらなのでしょう。まずそれをお聞きしたいと思います。

[事業者]

文献資料調査を基本としていますので、生息している可能性があるものという考え方で抽出したのになります。

[前田専門調査員]

はい。そうしますと、ヒアリングで聞いてきたミゾゴイも可能性があるということで指摘されたので、入れてもいいのではないかなと思いました。その辺り、整理しておいていただきたいと思います。以上です。

[事業者]

今後、方法書等で調査対象として対応したいと思います。

[伊藤会長]

はい、それでは他にございませんでしょうか。それでは質問【24】お願いいたします。

[前田専門調査員]

はい。質問【24】は、環境省がすでにモデル事業ということで、このエリアの中で同じような調査をした報告書があって、それを参照されているのですが、これはネットに出ているものを見られたのではないかと思います。正式版ではないため、希少種名は全て伏字にされていますので、これを参照しても何の役にも立たないと思います。正式版をもちろん見ていただきたいのですが、それを見ますと、最初の複数案のところにも関係しますが、イヌワシを含めいろいろな希少種がいて、ここがそういった意味から、候補地として適切でないということが明らかになりますので、それを見ないで選んでしまったということが問題なのですが、今からでもしっかり見て、もう一度その立地選定から、考え直していただきたいと思います。以上です。

[伊藤会長]

はい、いかがでしょうか。

[事業者]

はい。正式版の方を確認させていただいて、今後活用したいと思います。

[伊藤会長]

はい、ぜひお願いしたいと思います。その次、質問【25】はいかがでしょうか。

[前田専門調査員]

はい。質問【25】ですが、前倒し調査をする予定があるというような回答ですが、あくまでも方法書に書いて、こういう調査でいいということを受けてやるべきものです。前倒しは本来のやり方ではないので、あくまで予備的なものということで、それをやったからといって、もう調査は終わっていますというような話にはならないので、その辺は承知の上で、正式な方法にできるだけ則ってやっていただきたいなと思います。

[伊藤会長]

はい、事業者さんはいかがでしょうか。

[事業者]

御指摘の通り、前倒し調査が終わってそれで全てだということではなく、猛禽類調査は時間がかかりますので、早い段階から実態を把握するという意味で着手いたします。当然正式に方

法書を出して、その方法書に則った形での調査というのを我々も実施させていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

[伊藤会長]

はい、よろしいでしょうか。他にございますか。それでは、質問【26】以降、自然保護課さん、農業振興課さん、森林保全課さんの方からの御質問ですけども、追加の御意見はございますか。私の方から、質問【27】のところで事前相談をしてその結果どうかっていうところを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。自然公園のところですけども。

[県自然保護課]

事前相談については、一般論でしか回答できていないということでこういう回答となっております。

[伊藤歩会長]

はい。相談をされて、事業者さんの方はどうにお考えなのかということをお伺いと思いますが、いかがでしょうか。

[事業者]

事前相談をさせていただきまして、御教授いただいた審査基準に則って、もう少し詳細な御説明ができるように、ただいま現地調査をして準備をしているところでございます。

[伊藤歩会長]

はい。それでまた御相談に行くということだと思いますが、そのところで専門家からの意見というのは、考慮されるのでしょうか。

[県自然保護課]

これまで、すでに前田専門調査員からお話がありましたとおり、そういったところも含めて、希少野生動植物についての影響についてしっかり確認してほしいというのが質問【26】になりますし、質問【27】に関しまして、いずれ我々の方の意見として、回避を検討してほしいということでございますので、設置する前提の相談ではなくて、まず回避できないのかというところを十分検討した上で、どうしても回避できないという理由があるならお示ししていただきたいですし、それを踏まえた上での計画についての相談ということになるかと思えます。

[伊藤歩会長]

はい、事業者さんはそのような理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

はい、承知しました。

[伊藤歩会長]

かなり厳しい指摘が出ているということですので、自然保護課さんからは回避してほしい、回避すべきではないか、それから鈴木委員の方からも、自然公園は外すべきではないかということで、専門家からの意見もございますので、それを十分に考慮して、また御相談に行く場合は、それをきちんと把握した上で行っていただければと思います。よろしいでしょうか。

[事業者]

はい。十分に検討した上で、一から御説明差し上げて相談を進めてまいります。

[伊藤歩会長]

はい。その他にはいかがでしょうか。質問【26】から質問【31】のところでは御意見ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。最後にまた意見を伺いたいと思いますので、この場はよろしいでしょうか。

それでは、全体の新しい質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ないようであれば、希少野生動植物に関する非公開審議をしたいと思いますが、そういった御質問、コメント等はございますか。特にないでしょうか。リモートで御参加の委員の方も、もしあれば挙手ボタン押していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようですので、それでは、配慮書に対して皆様の御意見をお願いしたいと思います。自然公園の話ですとか景観、騒音、水環境、振動とかですね、様々な質問が出されましたが、改めてこの場で御発言がありましたら、お願いしたいと思います。はい。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

はい。私の認識では、本件が初めて県内の自然公園に風車を建てようという計画のアセスメントであると認識しています。これまで風力発電の審査はたくさんありましたけど、一つも自然公園の中に風車を建てようという計画はなかったと思いますので、この件の審査は、その点でもとても重要なものだとも認識しています。これで、自然公園特別地域における風力発電開発を容認してしまうようなことになると、この後続々と同様の案件が出てくるのではないかとこの危惧を強く持っています。ということで意見ですが、ぜひ県知事意見として、県立自然公園特別地域における風力発電を含む開発行為に関しては、慎重に判断していただけるようお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。リモートで御参加の委員の皆さん、ごさいませんでしょうか。はい、石川委員お願いします。

[石川委員]

はい。他の方の意見にもありましたが、もう少し資料を集めていただきたいなという点があると思いました。質問【7】のところですが、環境省が出している「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」から、「最も近い苦情者宅までの風力発電設備からの距離」という資料を出されていますけれども、他の委員の方からも指摘がありました

が、この資料にはこれ以外にも、ここで評価するのに使う適切なデータがいくつもあるのを私も会議に参加しながら確認させていただきました。出力としては、日本では今回作ろうとされている出力よりも小さいデータしかないですが、国内でもこれの評価に使えるような優良な資料まだまだあると思いますので、それを集めていただいて、適切な評価ができるようにしていただきたいと思います。意見です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまで各委員の皆様から述べられた意見を審査会の意見としたいと思います。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、配慮書に係る審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。退席していただいて構いません。委員の皆様は引き続き次の議事がございますので、この場でお待ちいただければと思います。

(2) 岩手県環境影響評価技術指針の一部改正について

[伊藤歩会長]

それでは準備ができたようですので、続きまして議事の(2)「岩手県環境影響評価技術指針の一部改正について」の審議に入りたいと思います。初めに、事務局の方から説明をお願いします。

[事務局]

(改正案の内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。今まで条例の方に風力発電が入っていなかったのを、それを盛り込んだと。経産省で定めているものに準拠して、書類の方を書き換えた、追加したということです。追加の御質問が2件ありましたが、1番についてはこちらで大丈夫なのかなと思いますが、由井委員よろしいでしょうか。

[由井委員]

少しわかりにくいのですが。私の質問で、特に鳥類、クジラでもいいですが、それは結局どこに入ったのでしょうか。

[事務局]

クジラは動物の中に入ってまいりますので、影響としては見る形になります。海生動物の定義が別途ございまして。

[由井委員]

50 ページですね。「海生動物」とは、海域に生息する魚等の遊泳動物とされています。海域で鳥も海にもぐりますが、それはどうなりますか。鳥はそもそも海の中で生きていないから、海

生動物ではないと、国の説明ではそうなのですね。

[事務局]

はい、御理解のとおりです。

[由井委員]

それでは、鳥はどこに入ってきますか。

[事務局]

鳥は除かないので、環境影響を見るということになります。

[由井委員]

海生動物ではないので、除かないから入るということですね。

[事務局]

はい、入るという読み方になっております。分かりにくい表現になっており大変申し訳ございません。

[由井委員]

82 ページで施設の稼働のところに「除く」という文章がありますが、追加の赤丸がついていないので、施設の稼働で鳥は入らないということでしょうか。

[事務局]

今由井委員が御覧いただいているのは、資料の 40 ページの方でしょうか。

[由井委員]

82 ページにもあるし、40 ページにもあります。

[事務局]

82 ページが素案の方で、変える前の内容となっております。

[由井委員]

では、40 ページで見るとして、施設の稼働のところに鳥が入るとすると、「除く」ではなく丸印がつくべきだと思いますが、ついていません。

[事務局]

申し訳ございません。この点は以前伊藤会長からも御指摘をいただいた部分になりますが、動物と生態系について、左欄のところで「地形改変及び施設の存在」と「施設の稼働」とあり、これはどちらも丸印になります。国のアセス省令でこの2つの欄が繋がった状態となっているため、このような記載としております。

[由井委員]

横棒がないからですね。

[事務局]

はい。横棒がない形で記載されております。両方とも丸印はつきまして、施設の稼働の部分に関しましては、記載のとおり、海生動物と海生植物の主な種類、干潟、藻場等を除くこととなっており、逆にここに書いたもの以外は、影響を見ていただくという読み方になります。

[由井委員]

入るのか入らないのか、この記載の仕方ではよく分からないのですが。

[事務局]

法務担当とも、分かりやすい表現にできるかどうか相談したいと思います。

[由井委員]

今聞いて分かったが、普通の人は読んでも分からない。

[伊藤歩会長]

私もそう思います。上に1つ丸、下には丸と括弧書きとし、2つにしっかり書いた方がいいのではないかと提案したところです。

[事務局]

はい、御意見いただいておりました。申し訳ございません。いずれ漏れがないように対応してまいります。

[伊藤歩会長]

はい。それから質問の2番目のところ、伊藤絹子委員からの御質問に対しては、まだ科学的な知見がないということのようですが、アセスの書類を最初に出してきた段階で、事業者さんの方に、アセス条例の指針にはないけれども、累積的な影響があるのかどうかということをきちんと検討するよう言っていただければと思います。これについては、永幡委員からも御意見ありましたが、もしコメントありましたらお願いします。

[永幡委員]

はい。毎回確認してちゃんと行ってくださったらそれで結構です。やはり各事業者が次の業者に提供しない限り、正確な累積影響の評価はできないので、そこに関しては隠さずにきちんと出すよう指導していただければと思います。よろしくお願いします。

[事務局]

承知いたしました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。ということで、2つ目のところはよろしいでしょうか。他に御意見、御質問ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。リモートで参加されている委員の皆さんもよろしいでしょうか。それでは、これまでに出了意見を踏まえて、指針の改正を行っていただきますようお願いいたします。

長時間となりましたが、以上で本日の審査会は終了いたします。それでは、進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

(委員から、出席者名簿の記載内容、事務局が作成した風力発電に係る参考資料、リモートに係る事業者のマイクテストについて、御意見がありました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。